

終身建物賃貸借事業認可取消通知書

年 月 日

様

堺市長



高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）第 5 4 条の規定により、 年 月 日付け 第 号をもって認可した事業について、次の取消理由に該当すると認められるため、法第 6 9 条第 1 項の規定により、事業の認可を取り消したので通知します。

認 可 住 宅 の 位 置	
取 消 理 由	1 法第 6 7 条第 2 項の規定による地位承継の届出を怠ったため。 2 法第 6 8 条の規定による改善命令に違反したため。 3 不正な手段により事業の認可を受けたため。

（教示）

- 1 この決定に不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内の間（この決定があった日から 1 年を超えることができません。）に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内の間（当該決定があった日から 1 年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。